

議第 99 号

呉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

呉市病院事業の設置等に関する条例（平成 15 年呉市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中第 13 号を第 14 号とし、第 4 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 脳神経内科

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公立下蒲刈病院における診療科目に脳神経内科を追加するため、この条例案を提出する。